

持ち物チェック

共通

所得税の確定申告 市民税・県民税の申告

- 電卓・筆記用具
- 源泉徴収票など所得金額の計算に必要な書類
- 各種控除の証明書(社会保険料・生命保険料・地震保険料など)、医療費の明細書など

注意

医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

明細書は、市民税課、富士税務署の窓口または国税庁ウェブサイトダウンロードできます。

医療費の領収書は、後日税務署から提出を求められる場合があります。5年間保管してください。

※医療保険者から交付を受けた「医療費通知」を添付すると、医療費控除明細書の記入を省略できる場合があります。

- 預金口座(本人名義)が分かるもの
※確定申告で還付が出た場合
- 前年分の申告書の本人控え
※ある人のみ
- 申告者本人の確認書類

注意

確定申告書や市民税・県民税申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

1点で確認できるもの

- マイナンバーカード※
※カード発行時に設定した2種類の暗証番号が必要です。

2点で確認できるもの

- 個人番号確認書類(マイナンバー通知カードやマイナンバー入りの住民票)
※令和2年5月25日以降、住所や氏名などに変更のある人は、マイナンバー通知カードは使用できません。
- 本人確認書類*(運転免許証、在留カード、身体障害者手帳など公的機関で発行された写真付のもの)
※写真のないものは2種類の書類が必要です。

- スマートフォン ※作成指導を受けたい人

住宅ローン控除がある場合

※確定申告が必要です。

- 家屋の売買(請負工事)契約書の写しと、家屋の登記事項証明書
- 敷地の購入がある場合は、敷地の売買契約書の写しと、敷地の登記事項証明書
- 住宅ローンの年末残高証明書
- 補助金などを受けた場合は、その金額を明らかにする書類
- 認定長期優良住宅の場合は、認定通知書と、住宅用家屋証明書の写しと、認定長期優良住宅建築証明書

注意

控除を受けるための要件によって、他に書類が必要となる場合があります。

詳しくは、国税庁ウェブサイトをご覧ください。



代理の人が申告する場合

※市民税・県民税の申告のみ

- 委任状
- 申告者の個人番号確認書類
- 代理人の本人確認書類

納付済額のお知らせ

令和6年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の金額を、1月下旬に郵送します。

問 収納課 ☎22-1128

